【暫定稿その６】

第５章　協働

協働によるまちづくり（暫定稿）

第 18 条　市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、十分な協議を経て、連携、協力してまちづくりに取り組むものとします。 ２　市は、地域コミュニティや事業者など（未定稿）、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うものとします。

【解説】
（第１項）
- まちづくりの担い手である市民、市及び議会が、地域内の様々な公共的課題を解決するため、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、目的を共有し、役割や責任を分担し、対等な立場で協議を重ねながら、まちづくりに取り組むことを規定しています。
- 市民、市及び議会は、協働によるまちづくり事業を行うにあたって、対等の立場で十分に協議を重ねることにより、相互理解を深め、役割や責任の分担、連携や協力のあり方を見出していきます。また、必要に応じて、互いの役割等を定めた協定を締結することもできます。

（第２項）
- 市が、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するため、市民活動支援事業、協働事業提案制度などの制度を整備することを規定しています。

第７章　行政運営の基本原則

市長の役割と責務（たたき台）

第 25 条　市長は、市の代表者として、市民の負託に応え、住みよいまちの実現を図るため、公正かつ誠実に、市政を運営するものとします。 ２　市長は、市政に関する情報を、市民と適切に共有するよう努めるものとします。

【解説】
（第１項）
- 選挙で選ばれ、市の代表者として市民の負託に応え、地方自治体を統括する者としての市長の役割と責務を規定しています。

- 市長は、市民の目線に立ち、市民との協働の推進を図り、健全な財政運営に努めるなど、公正かつ誠実に、市政を運営する役割と責務を有しています。

（第２項）
- 市長が、政策の形成や決定、執行に当たり、市政に関する情報を、市民と適切に共有することを規定しています。
- 市政に関する情報の共有に当たっては、その政策を必要とする背景、提案に至るまでの経緯、他の自治体で類似する政策との比較検討、市民参加の実施の有無及びその内容、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたる効果及び費用などを明らかにし、適切な方法で共有する必要があります。なお、議会に対しても、上記のような視点で適切な情報共有を行い、緊密で緊張感ある関係を保つ必要があります。

執行機関の役割と責務（たたき台）

第 26 条　市の執行機関は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、適切な定員管理と能力及び適正に応じた職員の採用、登用及び配置に努めるとともに、組織を整備し、効率的な行政運営を行うものとします。 ２　市長以外の執行機関は、市長及びその他の執行機関と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携するとともに、その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては、前項の規定を準用するものとします。

【解説】
（第１項）
- 市の執行機関の役割と責務を規定しています。市とは、市長及びその他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員）を指します。
- 社会経済情勢や市民ニーズは、かつてない速度で変化しています。これに迅速かつ的確に対応するためには、適切な定員管理と能力及び適正に応じた職員の採用、登用及び配置が重要になります。また、いわゆる「縦割り行政」を乗り越え、組織の横断的な連携を図るなど、組織の整備と効率的な行政運営が求められます。

（第２項）
- 市長以外の執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員が、それぞれの権限と責任のもと、事務事業を執行するに当たっては、前項の規定を準用することを規定しています。

- 市長以外の執行機関は、市長の所轄の下、市長及び他の執行機関と意思疎通を図って相互に連携し、一体として行政機能を発揮することが求められます。

職員の役割と責務（たたき台）

第28条　職員は、全体の奉仕者として、市民とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に職務に当たるものとします。 ２　市は、前項の目的を達するため、職員の政策形成能力と資質の向上を図るための研修等の機会を設けるなど、その育成に努めるものとします。 ３　職員は、自らの職務遂行能力を向上させるため、自己研さんに努めるものとします。

【解説】

（第１項）

- 執行機関の補助機関である職員が、全体の奉仕者として、まちづくりの主役が市民であることを理解し、常に市民の立場に立って、市民とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に職務に取り組み、質の高い行政サービスの提供を行うことを規定しています。
- 社会経済情勢や市民ニーズの変化に伴い、職員に求められる役割が変化してきていることから、職員には、自治会やNPO、ボランティア団体等が新たな公共サービスの担い手であることを認識し、従来の方法にとらわれることなく、積極的にそれらとの協働に取り組むことも求められています。

（第２項）

- 市長及びその他の執行機関が、職員の任命権者として、第１項に掲げる目的を達するため、総合的かつ専門的な政策形成能力と、市民自治によるまちづくりに必要な資質の向上を図ることができるよう、研修の機会を充実させるなど、職員の育成に努めることを規定しています。

（第３項）

- 職員が、職務遂行能力の向上を図るため、自ら率先して研さんに励む必要があることを規定しています。

項目	H26.11.20 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
協働によるまちづくり	第 18 条　市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、十分な協議を経て、連携、協力してまちづくりに取り組むものとします。 ２　市は、地域コミュニティや事業者など（未定稿）、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うものとします。	第 18 条　市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、互いを対等なものとして尊重しながら、協力してまちづくりに取り組むものとします。 ２　市は、市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドラインを策定するなど、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。
市長の役割と責務	第 25 条　市長は、市の代表者として、市民の負託に応え、住みよいまちの実現を図るため、公正かつ誠実に、市政を運営するものとします。 ２　市長は、市政に関する情報を、市民と適切に共有するよう努めるものとします。	第 25 条　市長は、市民の目線に立ち、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全な財政運営に努めるとともに、効果的・効率的で質の高い市政を執行する責務を有します。 ２　市長は、議会に政策研究および審議に必要な次に掲げる情報を適切に提供するとともに、緊密で緊張感ある関係を保ち、市政運営を行うものとします。 （1）　政策を必要とする背景 （2）　提案に至るまでの経緯 （3）　他の自治体で類似する政策との比較検討 （4）　市民参加の実施の有無及びその内容 （5）　総合計画との整合性 （6）　財源措置 （7）　将来にわたる効果及び費用

項目	H26.11.20 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
		３　市長は、社会経済情勢および市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、適切な定員管理と能力および適性に応じた職員の採用、登用および配置に努めるものとします。また、職員の総合的かつ専門的な政策形成能力と市民等との協働によるまちづくりに必要な資質の向上のため、職員研修の機会を設けるなど、その育成に努めます。
執行機関の役割と責務	（執行機関の役割と責務） 第 26 条　市の執行機関は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、適切な定員管理と能力及び適正に応じた職員の採用、登用及び配置に努めるとともに、組織を整備し、効率的な行政運営を行うものとします。 ２　市長以外の執行機関は、市長及びその他の執行機関と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携するとともに、その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては、前項の規定を準用するものとします。	（執行機関・公営企業管理者の役割・責務） 第 26 条　市の執行機関および公営企業管理者は、この条例の趣旨を尊重し、その権限に属する事務事業を自らの責任の下、公正かつ誠実に実行するとともに、市長と相互に連携し、効率的で効果的な組織運営を行い、市民本位の市政の推進を担うものとします。 （行政組織の整備） 第 30 条　市は、市民ニーズに適切に対応した総合的な行政サービスを行うため、組織の横断的な連携を図るなどの組織体制を整備し、効率的な組織運営を行うものとします。
職員の役割と責務	第 28 条　職員は、全体の奉仕者として、市民とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に職務に当たるものとします。	第 28 条　職員は、まちづくりの主役が市民であることを理解し、市民とともにまちづくりを行う意欲を持って、常に従来の方法にとらわれず、さまざまな手法で誠実かつ効率的に職務にあたるものとします。

項目	H26.11.20 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
	２　市は、前項の目的を達するため、職員の政策形成能力と資質の向上のため、その育成に努めるものとします。 ３　職員は、自らの職務遂行能力を向上させるため、自己研さんに努めるものとします。	２　職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、常に市民の立場に立って質の高いサービスの提供を行うものとします。 ３　職員は、自らの能力を向上させるため、自己研さんに努めるものとします。